



第3回

中小企業等振興基本条例素案検討委員会



平成30年10月4日(木) 午後2時

吉野川市役所 東館2階 221会議室

中小企業等振興基本条例素案検討委員会日程

1 開 会

2 報告事項

- (1) 吉野川市中小企業等振興基本条例案について

3 協議事項

- (1) 財源確保について
 - ① 吉野川市の財政状況について
 - ② 財源確保の方法について
- (2) 支援のあり方等について
 - ① 中小企業者等、大企業者が必要と考える支援について
 - ② これからの支援のあり方について
- (3) 協議の場の設置について

4 閉 会

2. 報告事項

(1) 吉野川市中小企業等振興基本条例案について

第2回中小企業等振興基本条例素案検討委員会の協議内容を踏まえ修正しました。以下、吉野川市中小企業振興基本条例（案）の修正箇所です。

- ①中小企業・・・中小企業者
- ②小規模企業・・・小規模企業者
- ③中小企業等・・・中小企業者等
- ④大企業・・・・・・大企業者

吉野川市は、徳島県北部のほぼ中央に位置し、南部には霊峰・高越山をはじめ急峻な山々が連なり、北部には清流「四国三郎」吉野川が流れ、ホテルやツツジの大群生など四季折々の豊かな自然が息づいているまちである。古くは藍や製糸業、鉱山業、和紙などの伝統産業など多様な産業が発展してきた。このような中で、市内企業の大多数を占める中小企業者・小規模企業者・小企業者は、地域の発展と共に育ち、地域経済と雇用を支えるとともに、その企業活動を通じて地域社会や市民生活の向上に貢献する役割を担ってきた。

しかし、少子高齢化や人口減少、グローバル経済の進展に伴う競争の激化等により中小企業者・小規模企業者・小企業者を取り巻く環境は厳しさを増し、設備の老朽化や後継者不足など多くの問題に直面している。さらに、本市においては、全国を上回るペースで人口・出生率・生産年齢人口が減少傾向にあり、吉野川市人口ビジョンによると、2040年には人口が約30%減少する推計もされている。加えて、町村合併における国からの財政支援期間の終了等により、今後は今まで以上に厳しい財政運営が見込まれている。

このような状況の中、人口減少に歯止めをかけ、吉野川市が将来にわたり、活気と魅力あるまちとして継続的に発展していくためには、中小企業者・小規模企業者・小企業者の多様で活力ある成長が図られるよう支援していく必要がある。

そこで吉野川市は、中小企業者・小規模企業者・小企業者の振興を市政の重要施策の一つとして位置づけ、厳しさを増している状況の中でも、地域社会が一体となって、効率的かつ効果的に中小企業者・小規模企業者・小企業者の振興に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者・小規模企業者・小企業者（以下「中小企業者等」という。）の振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業者等の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 産業経済団体 商工会議所、商工会、商店街連合会、事業協同組合、企業組合、農業協同組合、漁業協同組合その他経済活動又は地域産業の振興を行う団体等で市内に事務所を有するものをいう。

(5) 大企業者 中小企業者等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(6) 金融機関 市内に所在する銀行、信用金庫その他金融業を行うもの及び徳島県信用保証協会をいう。

(7) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、研究機関及び産業支援機関をいう。

(8) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学している者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業者等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力により、その経営の改善及び向上が促進されること。

(2) 経済的・社会的環境の変化への円滑な適応が図られるよう配慮すること。

(3) 地域経済の発展並びに雇用の確保及び市民生活の向上に資すること。

(4) 地域資源を活用した振興施策を推進し、市内の経済循環が促進されること。

(5) 多様な主体との連携・協働を推進することにより中小企業者等の事業展開が図られること。

(6) 市、中小企業者等、産業経済団体、大企業者、金融機関、教育機関等及び市民等地域で関わるすべての構成員が相互に連携協力して推進されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業者等の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、中小企業者等の実態を把握し、その意見の反映に努め、国、関係地方公共団体、中小企業者等、産業経

済団体、大企業者、金融機関、教育機関等及び市民と連携協力して取り組むものとする。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

（中小企業者等の役割）

第5条 中小企業者等は、自助努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるものとする。

2 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任及び役割を認識し、地域の発展及び活性化に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、事業活動を行うに当たり、市内における連携に配慮し、市内において生産・製造・加工される物品又は提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

（産業経済団体の役割）

第6条 産業経済団体は、地域の中小企業者等の加入並びに各種事業者間の連携・交流の推進に努めるものとする。

2 産業経済団体は、中小企業者等の事業活動を支援するとともに、市が行う中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、中小企業者等との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うに当たり、市内における連携に配慮し、市内において生産・製造・加工される物品又は提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第8条 金融機関は、中小企業者等が経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給及び経営改善に協力するよう努めるとともに、市が行う中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関等の役割）

第9条 教育機関等は、産官学の連携が中小企業者等の振興に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業者等の振興に関する施策との連携に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業者等の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上につながることを理解し、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市内において生産され、製造され、又は加工される物品及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市は、中小企業者等の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 経営の革新及び創業を促進すること
- (2) 販路の拡大を促進すること。
- (3) 人材の育成、雇用の確保並びに事業環境の整備を図ること。
- (4) 円滑な事業承継を促進すること。
- (5) 地域内の経済循環を促進すること。
- (6) 小規模企業者、小企業者の経営の状況及び成長発展の状況に応じ、十分な配慮がなされること。
- (7) 中小企業者等の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業者等の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(児童及び生徒の勤労観等の醸成)

第13条 市は、児童及び生徒が、将来職業人として社会で活躍できるよう職業意識の醸成を促すとともに、教育機関等その他関係機関と連携を図りながら、職業に関する情報や、体験の機会の提供等を実施することにより、地域を担う人材の育成を推進し、市内への定住が図られるよう努めるものとする。

(協議の場の設置)

第14条 市は、この条例の目的の達成及び中小企業者等の振興に関する施策を推進するため、協議の場を設置するものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市は、毎年度、中小企業者等の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

3. 協議事項

(1) 財源確保について

①吉野川市の財政状況について

基金の状況 ※定額運用除く (単位：億円)

平成16年度末	45.4
平成17年度末	47.9
平成18年度末	44.9
平成19年度末	50.9
平成20年度末	57.4
平成21年度末	66.4
平成22年度末	82.9
平成23年度末	95.8
平成24年度末	96.5
平成25年度末	102.2
平成26年度末	111.0
平成27年度末	116.4
平成28年度末	122.8
平成29年度末	119.5

H28年度末比較 ▲331,785千円の減少

普通交付税合併算定替と一本算定の差額

※普通交付税による優遇支援額

(単位：億円)

	差 額		差 額
平成17年度	11.8	平成24年度	15.7
平成18年度	11.9	平成25年度	16.3
平成19年度	12.1	平成26年度	14.8
平成20年度	12.8	平成27年度	10.5
平成21年度	12.7	平成28年度	6.3
平成22年度	13.6	平成29年度	4.0
平成23年度	15.6	平成30年度	2.4

合併特例債 充当事業及び発行状況（平成１６年～平成３０年）

※発行上限額約２１３億円

（単位：億円）

	事業費	発行額
道路 農道整備事業 等	３７．６	２２．１
廃棄物処理施設 西環境センター車庫建設事業 等	２８．１	２３．０
コミュニティ施設 公民館等整備事業	５．５	４．７
地域イントラ 地域イントラネット基盤整備事業	１．６	０．９
河川、水路等 配水池緊急遮断弁設置事業 等	１９．４	１３．０
学校、教育施設 スクールバス購入事業 等	６７．７	５０．１
消防防災施設 防災対策整備事業 等	２６．３	１９．７
庁舎 庁舎統合整備事業	２４．１	１８．９
ケーブルテレビ 情報通信格差是正事業	６．４	４．５
公園 江川湧水等環境整備事業 等	１．２	１．１
小計①	２３５．９	１６５．９
基金 吉野川市地域振興基金造成事業	２５．０	２３．５
小計②	２５．０	２３．５
合計	２６０．９	１８９．４

※平成２９年度、平成３０年度分は見込額で算出

商工業振興費予算額（一般財源）の推移

（単位：円）

平成１７年度	１０，４５３，０００	平成２４年度	２０，０００，０００
平成１８年度	１０，４００，０００	平成２５年度	１４，２８４，０００
平成１９年度	１１，８２５，０００	平成２６年度	２３，５３２，０００
平成２０年度	１１，６４５，０００	平成２７年度	１９，６７６，０００
平成２１年度	８，７９５，０００	平成２８年度	１９，９６２，０００
平成２２年度	１２，５８９，０００	平成２９年度	１５，９７３，０００
平成２３年度	１０，７７２，０００	平成３０年度	１６，８４４，０００

②財源確保の方法について

平成31年度、合併特例債の終了に伴い段階的に普通交付税が減少しています。平成29年度からは基金の取崩もされ、限られた予算の中で吉野川市内の中小企業者等を広く支援していくためには財源の確保を考えることが喫緊の課題です。よって、財源確保のための方法を検討します。

(例)

(ア) 地域振興基金の運用方法

※基金とは実質単年度収支を黒字にするために使う「財政調整基金」と計画的な借金返済に使う「減債基金」、特定の目的で使う「特定目的基金」があります。

平成29年決算年度末の地域振興基金額は3,066,353千円です。

(イ) 官民共同でのファンド創設

(ウ) クラウドファンディング型ふるさと納税の活用

(エ) 現行施策の変更による捻出

補助額の圧縮・再配分

→補助金型の支援からの脱却、パッケージ化による予算執行の効率化

(2) 支援のあり方等について

前述のように市の財政が厳しくなっている中、限られた予算の中で広く支援していけるような仕組みの検討も必要と考えられます。

①中小企業者等、大企業者が必要と考える支援について

→委員会に集まる各機関に対して支援してほしい内容を共有

②これからの支援のあり方について

→財源が減少する中、広く継続的に支援をし、事業者が自立した運営を推進できるよう新たな支援のあり方について各機関から照会

(3) 協議の場の設置について

吉野川市中小企業振興条例（案）の第14条「協議の場の設置」について、来年度以降、設置する協議の場の検討をします。

(ア) メンバーについて

人数・・・・・・・・・・15名程度（実務者レベル、若年者等）

構成メンバー・・・市、吉野川商工会議所、吉野川市商工会、一般社団法人青年会議所、金融機関、信用保証協会、吉野川公共職業安定所、中小企業者等、学術研究者、県内大学生

(イ) 発足時期について

平成31年4月以降

(ウ) 検討事項について

審査会を立ち上げ継続的に施策等の検討、事業効果等の検証、補助金等の審査を行う

(例)

・ビジネス・コンテスト等の審査・決定を行う

→クラウドファンディング型ふるさと納税で、公募する事業内容の検討や審査をし、公募事業の実績及び効果を検証する